

平成27年度 第10回全体庁議（2月1日開催）

区分	審議・報告	案件名 (担当部)	(2) 帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正(素案)について [保健福祉部]
----	-------	--------------	--

■ 提案・報告の趣旨

「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が平成28年2月5日に公布される予定。

地域密着型サービス事業に係る人員・設備・運営等に関する基準等については、市町村の条例に委任されていることから、「帯広市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」及び「帯広市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」の改正素案とそれに係るパブリックコメントについて実施中である旨、2月8日の厚生委員会に報告するもの。

■ 提案・報告の主な内容(概要)

1. 基本方針

現行の条例は、目的達成のための必要最低限の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者は、基準条例を遵守することで適切な事業運営を行っていることから、一部改正された基準省令どおりに条例を一部改正するもの。

2. 帯広市独自基準との整合性

条例の一部改正にあたっての基本方針は上記のとおりだが、現行の条例においては、非常災害対策に係る独自基準を定めていることから、この度の省令改正に伴い創設される地域密着型通所介護サービスに対しても当該独自基準を適用し、既存の地域密着型サービスと整合性を図るもの。

3. 北海道独自基準との整合性

北海道において通所介護事業所の事故発生時対応に係る独自基準が定められているが、権限委譲となる地域密着型通所介護事業所については、道との協議により適用除外とし、市の条例に規定を設けないもの。

4. 基準改正の主な内容

(1) 指定地域密着型通所介護の創設(利用定員18名まで)

(2) 指定(介護予防)認知症対応型通所介護における運営基準の追加(運営推進会議の設置義務)

■ 今後のスケジュール

平成28年4月1日施行に向けて取り組んでいく。

- 平成28年2月4日～ パブリックコメント 実施(2月16日まで)
- 平成28年2月5日 介護保険法施行規則等の一部を改正する省令公布(予定)
- 平成28年2月8日 厚生委員会へ報告
- 平成28年2月24日 帯広市健康生活支援審議会へパブリックコメント結果報告
- 平成28年2月25日 帯広市地域密着型サービス運営委員会へパブリックコメント結果報告
- 平成28年3月1日 市議会定例会へ改正条例案を提出
- 平成28年4月1日 条例施行(予定)

■ 審議結果

- 同内容で、2月8日厚生委員会へ報告することで了承された。

■ その他、指摘事項等

- 特になし